

答 申

1 審査会の結論

福岡県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、令和7年3月6日福岡県公安委員会発第116号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る開示決定状況

（1）開示請求の内容

審査請求人は、「令和7年2月20日第106号 2024年12月に申し立てた私（審査請求人）の〇〇の事件を担当した警察の職務に関して公安委員会が調査した書類」について公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（2）開示決定状況

実施機関は、本件請求の内容が特定の個人に関する事案を前提としたものであり、存在しているか否かを答えるだけで、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条（公文書の存否に関する情報）の規定に基づき、その存否を答えることができないとして、条例第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

（1）審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件請求に係る文書（以下「本件文書」という。）の開示を求めるものである。

（2）審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和7年2月25日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和7年3月6日付けで、本件請求に対し、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和7年3月17日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和7年9月25日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は令和6年9月26日、〇〇事業者（以下「本件事業者」という。）から警察と揉めたことにより出入禁止措置（以下「出禁措置」という。）を受けた。この時、防犯カメラ認証のために、勝手に写真を撮られた。また出禁措置後に本件事業者と関係のない他のパチンコ店から審査請求人の氏名が記載された客引きメールが届いた。1年以上利用していないパチンコ店で問題を起こした客だと決めつけられ、勝手に会員カードを凍結されるなど、本件事業者における個人情報の不適切な管理により被害が生じた。
- (2) 令和6年11月22日に本件事業者の店員が勝手に審査請求人のところに来て、警察署の介入や調停などしたら個人情報の削除や貯玉の対応をすると取引をもちかけられた。このような取引は全て嘘の事実である。福岡県消費生活条例（昭和52年福岡県条例第8号）第20条や第16条で信義則や錯誤になるような取引を禁止している。これについて、嘘の事実を行ったことについて詐欺行為の犯罪として受け取られる可能性があり、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）における犯罪予防措置として、是正指導などを行わなかったこと、つまり警察官の職務執行に不適切な取扱いがなかったか法的構成要件を確認したい。
- (3) そこで審査請求人は実施機関に対し、令和7年2月20日の公文書（福岡県警察が営業許可を出したパチンコ店等の個人情報保護委員会への安全協力不作為や、警察がきちんとトラブルを処理した公務員の作成した公文書に関するもの。本件文書のこと。）の開示を求めた。
- (4) 全部非開示の結果だと、どういう法的構成要件で警察官の職務執行に不適切な取扱いがなかったのか、内容の把握が困難であるため、部分開示を求める。
- (5) 人事院が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第78条で公務員の職務執行の内容について情報開示を認めているほか、情報開示手続の不当性や県民の知る権利の侵害があり、本件決定は不当であると考える。

5 実施機関の説明要旨

弁明書における実施機関の説明は、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第1号該当性

本件請求は、特定の個人に関する事案を前提として作成された公文書の開示を求めるものであり、その請求内容から、審査請求人に係る事案における警察官の職務執行に対する苦情について、実施機関が調査した結果と解され

る。

その上で、仮に対象公文書を特定し、個人情報情報を非開示として個人識別性を排除したとしても、対象公文書の有無により、特定の個人、つまり審査請求人に関する情報が存在しているか否かを答えることとなり、結果として、非開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害することとなるため、本号に該当することは明らかである。

(2) 条例第7条第1項第1号ただし書該当性

審査請求人は、審査請求書において、個人情報保護法第78条第1項第2号に規定する不開示情報の規定を引用しており、これを同号に規定するただし書によって開示を求めていると広義に解釈すると、本件請求においては、その意味するところは、条例第7条第1項第1号ただし書に相当することから、その該当性について、検討する。

同号では、個人が識別される情報については原則として非開示とした上で、これらの情報であっても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしており、ただし書イは、法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、ただし書ロは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分、ただし書ニは、県の機関が実施する事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のうち公にすることが公益上必要なものとして、実施機関があらかじめ福岡県情報公開審査会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するものと規定している。

上記趣旨を踏まえて検討するも、本件請求は、前述のとおり、審査請求人に係る事案における警察官の職務執行に対する苦情について、実施機関が調査した結果の開示を求めるものであり、公益的見地から開示することが必要なものと認められる上記ただし書のいずれにも該当しないことは、明白であることから、審査請求人の主張は認められない。

(3) その他審査請求人の主張について

審査請求人は条例第8条に基づく部分開示を求めているものの、前述のとおり本件請求における請求内容そのものが条例第7条第1項第1号の不開示情報に該当することから、条例第9条の規定に基づき、当該公文書の存否を明らかにせずに非開示決定となるため、条例第8条に規定する公文書の部分開示を求める審査請求人の主張は認められない。

(4) 小括

以上の理由から、本件請求については、本件文書が存在しているか否かを

答えるだけで条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第9条の規定に基づき、その存否を答えることができないとして、条例第11条第2項の規定により非開示としたものである。

6 審査会の判断

(1) 条例第9条（公文書の存否に関する情報）の趣旨

本条は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを規定している。

例えば、特定の個人の氏名を挙げて、その病歴情報が記録された公文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は非開示情報に該当するので、非開示であると答えるだけで当該個人の病歴の存在が明らかになってしまい、非開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害することとなる場合がある。

このような一定の場合に、対象公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができることとするものである。

(2) 条例第7条第1項第1号の趣旨

本号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示とすることを定めたものである。

ただし、条例第7条第1項第1号本文に該当するとした情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報等、公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしている。

(3) 本件文書の存否応答拒否の妥当性について

実施機関は、本件文書は、特定の個人に関する事案を前提として、当該事案について実施機関が作成した公文書の開示を求めるものであるが、仮に対象公文書を特定し、個人情報として個人識別性を排除したとしても、対象公文書の有無を前提として、特定の個人に関する情報が存在しているか否かを答えることとなり、結果として、条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することとなるため、同号に該当することは明らかであると主張している。

以下、本件文書はその存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号の非開示情報を開示することになるのかについて検討する。

ア 条例第7条第1項第1号該当性

本件文書は、審査請求人に係る事案における警察官の職務執行に対する苦情について、実施機関が調査した結果の開示を求めるものであり、すなわち特定の個人が行った事実について作成された公文書の開示を求めるものであることから、本件文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号本文に規定する非開示情報を開示することになると認められる。

また、同号ただし書の趣旨は、非開示情報該当性の判断に当たっては開示することにより得られる利益と開示されないことにより保護される利益との調和を図ることが必要であるから、公益的見地から、開示を認める場合を定めたものであるが、同号ただし書に該当する客観的事実は認められない。したがって、審査請求人の同号ただし書の適用による開示の主張は妥当ではないと判断される。

なお、条例の定める公文書の開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず公文書の開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、自己に関する情報の開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか等の個別事情は考慮されないものである。

イ 小括

以上のことから、本件文書はその存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号の非開示情報を開示することになるため、条例第9条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件決定は妥当であると判断される。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、条例第8条の公文書の部分開示としてでも公に開示すべきであると主張しているが、上記で検討したとおり本件文書はその存否を答えるだけで条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第8条に規定する公文書の部分開示については認められない。

また、審査請求人はその他種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。